

## 内閣府規制改革会議（‘08.08.06）

「貸金業のあるべき本来の姿（無担保・無保証ローン）について」

株式会社 アーク

代表取締役 本田貢一郎

### 〔1〕 全般的な事柄について

#### 1. 金融・貸金業は自由主義、資本主義社会の原点であると考え

##### （1）貸金業の存在価値

大きな目でみれば、銀行も貸金業も何ら変わりはなく、これらは自由主義、資本主義の原点ではないかと考える。基本的にはお金の需要を充たすことで、事業であろうと個人の消費用であろうとその目的達成を補助する役目を果たしており、経済、文化、社会の発展に寄与している部分は小さくないからである。具体的には、その人にとって事業用にしろ、個人の消費用にしろ、一定金額の不足により稀少かつ重要な機会の逸失を防ぐ役目を果たしているからである。従って大口の事業者ローンだけでなく、小口の消費者ローンについてもその必要性／存在価値に何ら変わりはない。消費者ローンは表には現れにくい、その個人にとって大切な機会の逸失を防ぐ働きをしている。

##### （2）金利は害悪か

マックス・ヴェーバーの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」によれば、旧カトリックでは「労働」は罪に対する罰と位置付けられ、そして「金利」については“貸すだけのお金があるなら、それを恵みなさい”であったのに対し、カルヴァン（カルヴァニズム）のプロテスタントでは、「労働」は敬虔な行為であるとして倫理的な価値を与えたこと、そして資本家の存在を認め、それまで悪とされていた「金利」を正当に評価して銀行の存在を認めたことから資本主義、自由主義の発展がみられたと理解している。ガリレオ・ガリレイの不合理な宗教裁判の時代とは異なり、今日、一定の制限はあるものの、今回のヒアリングのような場が設けられ、ざっくばらんに自由な主張ができるのは、その源を辿ればカルヴァニズムのお陰であると認識している。“金利”を現在でも否定的にみるカトリック社会（フランス、イタリア、スペイン等）や、“金利”を全く認めないイスラム社会が、今一つ経済発展しない（と思える）のも、そのことに大きな原因があるのではないかと

考える。日本がかつてのソ連や中国のような共産主義的な社会ではなく、欧米的な自由主義社会であるためには「金利規制」により経済の“潤滑油”を失うような愚を犯さず、よりレベルの高い政策がとられるべきである。

(3) 今回の改正法推進は自由主義に反するもの

今回の日本における法改正推進派の方々は、いわゆる悪徳業者の排除のためには、全貸金業者に対し厳しい金利規制をすることにより、特に中小業者を廃業に追い込めば、問題解決をすると信じている司法関係者や政治家の方々であろうと思われるが、法改正の結果、目論見通り中小業者の排除に成功したといえる（残念ながら当社も、近い将来廃業予定であり今は貸付を中止し回収のみである）。しかしながら、それが経済、文化、社会の発展につながるのかといえば、否と考える。本来、今回のような自由主義に反する手法によるのではなく、もう少しきめの細かい多様で合理的な社会を前提とする考え方を基本としない限り、あらゆる面で発展が難しいのではないかと考えるからである。

しかも、それだけでなく、反自由主義的社会の一番の問題点は、「物言えば唇寒し秋の風」のごとく、“国家権力”を恐れて自由な主張が徐々にしにくくなってゆく社会であること。即ち人の自由を奪ってゆく社会という側面をもっていることである。

また早い話、経済面でも大変な悪影響を及ぼしてゆくとしか思えない。世界でNO.2の経済力をもつ日本が金融マーケットの世界でニューヨーク、ロンドンに並ぶビッグ3となるべきところを香港やシンガポールにも遅れをとるとしたら、国家として怠慢といわれても仕方ないのではなかろうか。

小口消費者ローンについていえば、社会の底辺だけでなく、同時に中間層の消費の意欲や機会を大きく制限することになったことも社会の発展にブレーキをかけることとなった。本来の小口の消費者ローンが、貸付対象とするのは、当初から生活苦で返済できそうもない人ではなく、少なくとも貸付時点で生活に余裕があり更により高い文化の先取りを求める人が基本的な対象者であり、生活苦状態の人は本来、別の公共的救済措置を受けるべきものであると考える。

(4) 東京都の“貸金業対策課”の名称は正当か

日弁連の消費者問題を担当する委員の方々の中には、人権派といっても2種類のタイプがあり、貸金業の存在そのものは否定しない穏健で常識的な方々と、もう一方

は貸金業そのものを憎み、その存在を否定的にみる方々である。現在は後者の方々が主流派となっており、同様の考えを持つ先鋭的な方々が中心となり立法に圧力をかけ、貸金業者の大半を廃業に追い込むことに成功したといえる。大手業者は生き残れるとしても対象顧客は半減する可能性がある。そして中小業者の大半が辞めるということは多様性の排除につながり、少なからぬ弊害が出るはずである。

貸金業者の存在を否定する方々の意図は、貸金業者全体の排除であり、その手段としてあえて貸金業者をヤミ金と一緒にした方が、より悪いイメージをアピールし易いと考えたようである。数年前に日弁連の先鋭的委員の方々が中心となり金融庁や都庁等の連絡会議で、その両者を一くくりにして取締まる必要があると位置づけて、“ヤミ金対策”ではなく、あえて“貸金業対策（課）”と名前を付けたと思われる。これが正当な名称ではないことは論ずるまでもない。“ヤミ金”とは、貸金業のふりをしているが、振り込め詐欺でも判る通り、業者とは全く関係のない極悪な犯罪グループのことであり、従って「業界自主規制によるヤミ金排除」とか「業界自ら浄化する義務あり」という意見は見当違いもはなはだしい。業者はこうした極悪な犯罪者に対しては無力である。

## 2. 改正貸金業法は国家管理による統制経済というべき

### (1) 国家管理経済が成功した例はない

改正法による指定信用情報機関制度や日本貸金業協会の位置づけをみる限り、形式上はともかくとして事実上国家が管理する業となったとって過言ではない。そして消費者の借入限度を国が決める等、事実上、国家管理統制経済の性格を持つことになったといえそうであるが、このような形態による貸金業が過去にどこかの国において存在したという事実はないのではなかろうか。日本の歴史においても初めてのはずである。

どんな業であれ問題業者が多いからという理由によって、全業者を管理・規制（統制）する手法は市場経済をおかしくしてしまうのではないのだろうか。問題業者だけを排除してゆくシステムを常に考えてゆくべきであり、中国やロシアのように現在も、または直近まで一党独裁であった国々でさえ、今は急速な成長期ではあるとはいえ、その経済に関しては現在の日本よりはるかに規制の少ない自由主義を実践していると思われる。

(2) 適正貸付上限額や情報の集中化を国が行うことは、消費者の人権に反する

情報機関を国が事実上管理して一本化し、貸付の上限規制をするというやり方はどうみても自由主義、民主主義の人権に反しており、利用者個人の権利を大きく侵害する手法であると感じる。改正法制定前に内閣府で行われた「貸金業制度等に関する懇談会」において、岩原紳作東大教授は「EUの消費者信用指令では、適正貸付についての条項が議論の結果削除された。それは自己管理を否定するものではないかとの消費者団体からの批判によるもの。そして情報集中化すなわち統一データベースの構築についても削除されている。また、適正与信は事業者の自己防衛の話であって行政がどこまで入り込むべきなのか。」と述べて疑問を呈しているが、EU指令では、人権上の配慮から「適正貸付」や「統一データベースの構築」等の条項が削除されていることに注目するべきである。

(3) 法律で過剰貸付防止を謳っているのは日本だけ

日本以外の先進国と言われる国々では、現在でも個人信用情報センターの情報を過剰貸付の防止のためというネガティブな目的としていないはずであり、経済発展のためというポジティブな目的に位置付けている。その点から見ても、日本ではあらゆるケースにおいて、消費者を無知な存在で教育しても一定レベルに達しないから保護しなければならないとの発想に根拠をおいている珍しい国である。保護を強化するという事は、一方から見ると自由を制限するという事である。このような考え方では他の先進国との自由社会の在り方や経済競争に遅れをとることは必至である。経済が発展しなければ、税収は減り、消費者保護や人権を守るための諸政策も達成が不可能になってゆくことを示す。

3. 最高裁 H18 の 3 判決に基づく法改正と過払金返還運動について

(1) 最高裁 H18 判決には重大な越権の違法がある

最高裁 H18 の 3 判決でリーダーシップをとった滝井繁男元判事は退任後マスコミで種々発言をしているが、業者に厳しい判決を下した理由の一つに多重債務者の自殺者の増大を上げ、立法が機能しないから司法で救済を行おうとした趣旨を述べている。しかし、自殺者と多重債務者の客観的調査や分析をしないままに、現行の法の趣旨や最高裁 H2 判決の趣旨に反して、法の不安定性につながるともいえる（即ち法を無視した）判断・判決は業界に大混乱を与え日本経済の不安定化をもたらしたというべきである。“KABARAI”の英文字が外国の投資家で使われる程有名

となり、外国投資家が日本市場から引き上げる一つの原因を作ったことになる。そしてその結果日本全体で大きな不況の要因となり、貸金業界だけでなく、日本全体で多くの失業者、即ち弱者を作り出している。

これは立法時や3年毎の改正時の際の社会の幅広い意見に基づいた貸金業法の目的、趣旨を全く無視しており、最高裁は単に「多重債務者の救済」だけを考えればいいとする視野の狭いものであったといえる。昭和58年に立法、行政、業界、日弁連等の各界の声を広く集めて作られた法律とその立法趣旨を、このような視野の狭い判決に基づき、まるで“神の声”のように見做して過払金返還請求を正当化したり、法の改正につながってゆくということは、三権分立のシステム上問題があるのではないかと思わざるを得ない。

## (2) 弱者救済のはずの判決が更に新たな弱者を生み出している

現在の業法の立法趣旨である「43条みなし弁済を原則認める」を前提として業務を行ってきたほぼ全業者を否定したことにより、大中小を問わずほぼ全業者の大半が当業界から撤退するだけでなく、多くの従業員の事実上の解雇によってより多くの新たな弱者を生み出してしまった。事実上解雇された社員の多くは40才代、50才代であり、各家庭の子供の教育費等に一番お金がかかる年代である。その彼らに大打撃を与えている（当社の従業員も然り）。

一方で、この極端な判決により、ほぼ濡れ手に粟式に大利益を得ているのが、同じ司法の世界の弁護士や司法書士であることに大変矛盾を感じる。大ざっぱに言えば、債務者の方々は債務を0にしてもらえばもう十分といった感じであり、過払金の大半は弁護士や司法書士の収入になっているようである。だとしたら、過払金返還運動を推進する司法関係者の建前と本音は大きく食い違うことにならないか。

## [2] 貸金業のあるべき本来の姿（主に無担保・無保証ローン）について

### 1. 過剰貸付と過酷な取立及び高金利のいわゆる3K対策について

#### (1) まず取立の方法には一定の厳格な基準・規制を設けるべき

今回の改正法の立法根拠はこの3K対策とあってよいと思うが、過酷な取立禁止のための一定レベルの強い規制を設ければ、限度を超えた回収が不可能となる。するとその規制をする前までは過酷な回収に基づく、見かけ上の良債権が規制後はそうした回収方法ができなくなることで不良債権となるから、その後の与信では同じカテゴリーの顧客は貸付できないグループにせざるを得なくなり、その分過剰な貸

付が減ることとなる。 当社の耳に入ってくる事例でも、回収方法に疑問を感じる会社が大手会社も含めて存在することは確かであり、そうした一部の会社が当業界のイメージを大きく下げていることも事実であると考える。

そこで具体的には、例えば、無担保無保証の消費者ローンに関しては

- ① 訪問集金を一切禁止する（利用者が病気等の特別な理由により、自ら業者に訪問希望する場合を除いて）ことにより、過酷な取立の歯止めとし、各社の回収の方法を一定限度内に制限する。
- ② 電話による（即ち直接の会話による）督促を一切禁止する（但し利用者が希望する場合を除いて）。

の方法がある。 ①については当社の場合、S58の業法施行以来、一切訪問回収を行っていない。 業法施行後、お客様の都合で集金に来て欲しいというケースについてのみ、訪問集金を行ったケースはあるが、それ以外の未返済～貸倒れになるケースについては、当社の都合により訪問集金をするという事は一切行っていない。 仮に当社の隣に住む顧客であったとしても、こちらからは絶対に訪問しない、という方針・哲学を徹底して貫いている。 その理由は、顧客の立場に立って考えると、自宅まで集金にこられると、回収担当者がどんなに丁寧な態度であろうと、強制、強迫性を感じると思われるからである。 訪問すれば確かに回収率アップの効果がある（即ち、未払いの顧客の何割かの人からの回収が可能）ことは判り切ったことであるが、実は顧客だけでなく、訪問回収をすることについては、訪問する側も精神的には大変苦痛やストレスを感じることを昭和58年以前に何度も経験している。 返済に困っている人の所に行くのは、普通の神経なら顧客も業者側も両方苦痛を感じるわけである。 だから訪問集金は、顧客が希望するケースを除いて止めたわけである。

訪問集金ではなく電話と手紙なら強迫性は原則、問題にならないと考えている。 顧客の方で、業者から度々電話が来るようなら、その時点で電話に応答しないとか、あるいは電話番号を変えれば済むわけであるし、手紙なら顧客が自分の都合のいい時に自分のペースで読めばいいからである。 当社にできたことは他社でもできるはずである。

①についてはこの数年前から大手会社の一部の会社でも訪問集金は廃止している会社があるようである。 ②については当社では上記のように電話による督促を現在も行っているが、これも強硬な営業姿勢の会社の場合、限度を超えた督促手法をとる可能性があると感じる。 その危険を考えると、②についても同様に規制した

方がいいかもしれない。督促は文書のみとすれば、過酷な取立は基本的には排除できるのではないかと考える。

(2) **クレジットヒストリーを大事にするシステムとすれば、安易な弁済不履行はなくなる**

支払いを履行しない怠惰な顧客の対策として、1ヶ月～2ヶ月支払いの延滞等の基準により、情報センターに“延滞”を登録すると同時に、そうした顧客にはセンター加盟会社は以後の貸付を原則としてしないルールとする（延滞解消まで、もしくは、解消後も一定期間、延滞マークを残すことで、その間の貸付禁止を行う）。そうすると、顧客側は次の借入申込を当該の会社ではない別の会社に申し込んでも、原則借りられない為、前の会社との取引について信義則を守らざるを得なくなり、次に借りたい（即ちクレジットヒストリーを大事にしたい）と思うのなら、不払いをどの会社にもしてはならないことになり、基本的には支払意欲が増すことになる。これはクレジット業界（例えばガソリンスタンドのカード）との情報交換を義務付ければなお相乗効果が増す。

(3) **支払不能になった顧客へのすみやかな救済を行うには**

過剰貸付の防止方法としては上記(1)でも大部分達成されるが、無担保・無保証ローンというのは、基本的に現在手元にお金はないが将来の収入を担保として借入を行うことから、常に一定の割合で破綻（デフォルト）が生ずるという宿命を負っている。破綻の3大要因は＜失業＞＜病気＞＜離婚＞といわれているが、人間の将来の運命は一切誰にも判らないことであり、こうした要因は根絶すること自体不可能なことであるから、このように支払不能状態になったら、貸付をしている会社はその状況により、すみやかに法的処理（自己破産、再生法等）を勧めるか、もっと費用のかからないアメリカのCCCS（現在も同じ名称か否かは不明）のような自主的債務整理団体を作り、そちらに債務整理の依頼をすすめることを義務付ける。

尚、アメリカの上記CCCSは相談員の大半がボランティアであり、収入があるとしても日本に置き換えれば5～10万円位の収入だったと記憶している。日本では弁護士法の壁があるので、それを改正しない限りすぐにはできないが、一定の知識をもてば、実務については高卒以上のレベルで十分こなせることができ、法律の専門家である弁護士や司法書士は顧問的な立場で済むはずである。一定の債務整理（例えば顧客の状態により、元金の1～9割カット等による長期分割支払

による)が完了するまでは、顧客はそれ以後の借入はできないが、その間経済的に困れば公的機関のセーフティネットを用意する。長期の返済計画であったとしても、繰り上げ返済等で支払いが終わると、情報はホワイトに復帰した通常の借入が可能となる。

従ってこのような債務整理機関の設立により現行の貸金に関する裁判も7割以上減少するはずであるから裁判所の合理化にもつながる。なお、債務整理機関は経費の合理性を保つ意味でも民間で行うべきである。一件当りの債務整理、返済計画作成などにかかる経費が合理的で少なくて済めば済む程より多くの多重債務者を救えることにもなるからである。またどの時点においても裁判を受ける権利があることは云うまでもない。

#### (4) 自己管理の学習期間

債務整理により返済を終える迄(又はその後の一定期間)が、利用者にとっては自己管理に失敗した為の一種のペナルティの期間であり同時に自己管理学習の為の期間ともなることからこの点でも合理的である。学習効果のあった人は、同じ誤りを犯さなくなるし、何度も繰り返す人は当業界を利用できなくなるので、結果として正常利用者に戻ろうとの意欲が出てくるはずである。それでも正常に戻れない人に対してはお金に困った時は公的救済期間のセーフティネットを用意する。

#### (5) 法的手続きの簡略化

法的手続きをせざるを得ない場合は、裁判官の裁量で自己破産・免責の額を柔軟に決められるようにする。自己破産・免責という名前に利用者の方で抵抗があれば、もっと別の方法を考える。例えば、現行の個人再生法を自己破産と一緒にして「新個人再生法」とし、all or nothing 式の判断ではなく、一部(元金の1~9割前後の段階制をもつ)債務を認めて、他を免責することにすればよい。現在、個人再生法は手続きが面倒なため、ほとんど利用されていないので現行の破産手続開始・同時廃止と同程度の簡略された方式で新再生法を作り直せばよい。

こうした合理的な法的手続きにより、あまり時間もとらず、法的処理が行えて、かつ上記(1)の回収方法の制限もある為、一定レベル以上の過剰貸付は結局業者側の損失につながる事となり、これにより過酷な取立~過剰貸付の問題は基本的に解消することになると考える。

(6) 小口ローンの金利について

小口ローンの場合、金利の問題については需給のバランスがとれるだけの金利でないと貸付することに限界が生ずる。多くの無担保・無保証の小口ローン業者が廃業せざるを得ないのもそのためである（当社も然り）。

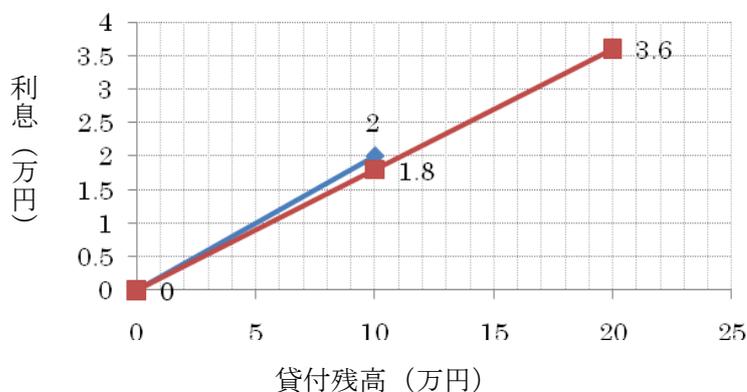
大手会社規模でも相当の合理化をして顧客を絞り込まない限り成り立たない。従って、一般的には、手数料も含めて年利 30~40%位（例えば、10 万円までの部分；40%、10 万~50 万円の部分；30%）でないと成り立たないのではないだろうか。当社で、1 件当りの残高 20 万円位であった約 3~5 年前に平均貸付金利 28% であり採算ラインはぎりぎりであった。2 年前からは明らかな赤字となり（H18 判決以後、与信基準を厳しくしたため貸付残高は大きく減少）、昨年 12 月の新しい期から、貸付は中止し回収にだけとしている。日本の場合、契約に関する手数料、毎月領収書を送付する為の郵送料、そして回収に伴う手数料等を全て含んだ上限金利であるが、一方、貸付金の大小を問わず、こうした費用は一定額がかかるので小口になる程、成り立ちにくくなるのは当然である。

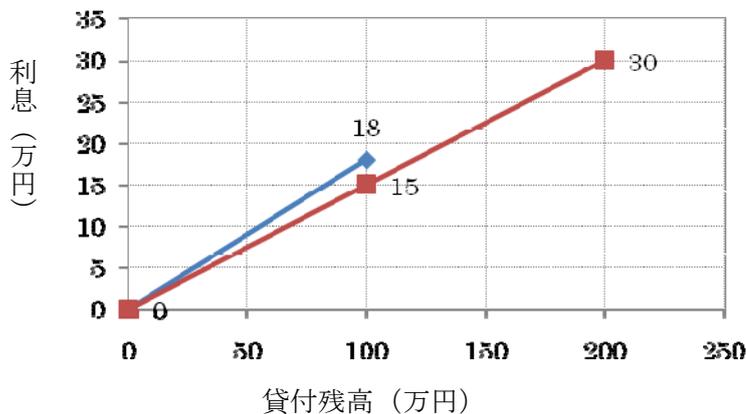
(7) 金利の段階性について

本来は、手数料分を考慮した貸付金額別金利とし、しかも現行利息制限法のような矛盾を是正すべきである。現行利息制限法金利は当初の貸付金を  $K$  とすると

$$\left\{ \begin{array}{l} \sim K < 10 \text{ 万円} \cdots \cdots 20\% \\ 10 \text{ 万円} \leq K < 100 \text{ 万円} \cdots \cdots 18\% \\ 100 \text{ 万円} < K \sim \cdots \cdots 15\% \end{array} \right.$$

となっているがグラフにすると





のようになり

- { 10 万円未満の貸付金額 ⇒99,999 円……利息約 2 万円
- { 10 万円の貸付金額 ⇒100,000 円……利息約 1.8 万円

という風に貸付が 1 円多くなると利息は約 0.2 万円小さくなる

- { 100 万円未満の貸付金額 ⇒999,999 円……利息約 18 万円
- { 100 万円の貸付金額 ⇒1,000,000 円……利息約 15 万円

という風に 1 円貸付金額が増えると利息は 3 万円小さくなる

という風に不連続であり、しかも 10 万円迄、100 万円迄ではなく、10 万円未満、100 万円未満であることがビジネス上の金利とした場合不合理である。上記の例では、上限金利貸付の場合、当初の貸付が 10 万円の貸付利息より 9 万円の利息の方が高くなり、同様に 100 万円より 90 万円の利息の方が高くなるという矛盾がある。これは

- { ~K<10 万円迄の部分……○%
- { 10 万円 ≤ K<100 万円迄の部分……○%
- { 100 万円 ≤ K~ ……○%

という風に 100 万円以上の貸付であっても 10 万円迄の部分、100 万円迄の部分はそのままの金利を認める。即ち 10 万円 とそれを超えた金額~100 万円迄及び 100 万円を超えた金額部分毎に各々 3 種類の金額別計算の合計金額で利息計算をするようにすれば上図のような矛盾は解消する。

低利で貸付できる場合はこんな計算はする必要もなく問題ないが、ぎりぎりの与信の場合はこうした配慮も必要である。現代はコンピュータや電卓があるので 3 段階の計算であっても簡単にできる時代であるから法律もそれに対応した内容とすべきであるとする。

(8) 押し貸しの禁止

顧客が直に来店したり、電話申込みがあった時以外は、貸金業者の方からの直接会話によるセールスを禁ずる。いわゆるセールスは紙やメールレベルに限定する。何故なら積極的な大手の会社等の営業方法をみると、「ノルマがあるので協力してほしい…」のような泣き落とし式の押し貸しがみられ、それを禁ずるためである。

2. ネガティブフィードバック方式の考え方の導入

(1) ネガティブフィードバックの具体例

エレクトロニクスの世界で増幅器（例えばテレビ、ラジオ等の音量調節に使われている）はネガティブフィードバックという方式を使って音量などの安定化を図っている。アンテナから受けた微小な電波を増幅して、大きな電流に変換するわけであるが、微小な電波による電流の変化を何万倍以上も拡大していくと、そのままでは、ちょっとした温度変化などの原因で急に音が大きくなったり小さくなったりして不安定になる。そこで、その対策として、音が大きくなりそうだとその大きくなったことを検出して全体の音を下げないように瞬時に入力部分の電位を下げ、逆に音が小さくなれば同様に瞬時に入力部分の電位を上げて、音量の安定化を図るシステムである。このシステムを使わなければ、音量は最大または最小を繰り返すので安定した状態を得られない。この考え方を貸金業においても、導入するべきである。

現在の日本の社会においては、当業界について上記の例でいえば、法律を施行して20年以上も経ってから、多重債務者が多いからといって、最大音量になったものを一気に最小にしてしまう、といった様に極めてその反応や結果に時間がかかると同時に極端に与信が小さい方にふれてしまうなど安定性が大きく欠けることになる。

(2) 当業界にそれを適用した場合

当業界にそのシステムを応用するなら、丁度上記〔2〕-1. (1) ~ (8) (P5~11) のような方法となる。即ち

- ① まず、過酷な取立と押し貸しが起こりえないように歯止め（規制）をかけることで各社の取立と貸付の方法の問題となる部分を一定基準内に制限する。
- ② それが確立すれば、貸付に関し、法律で、金利規制や収入の1/3とか経済規制等といったような国民1人1人の箸の上げ下げまで干渉するようなことをしなくても、

過剰な貸付をすればすぐその当事者である業者の損失となって返ってくるようなシステムとなるわけである。即ち、顧客の方で支払いができなくなり、入金が遅れのあった当該利用者に対し、会社は督促については一定限度に制限されると同時に、すぐに民間カウンセリング・債務整理機関かまたは裁判所に誘導することを義務付けられることとする。そうすると結局無理な貸付をした会社程損失が大きくなり、結果として、過剰な貸付は業者にとっても合理性がないことになるからいわゆる過剰貸付は自動的に減少する。

- ③ お金があるのに（期日に）支払わない顧客は、情報センターに“延滞（ブラック）”登録されることによりクレジットヒストリーに傷つくこととなる。それは一定の社会的信用を下げることになるから、支払いの懈怠はよほどの理由がない限り起こることは考えられない。
- ④ 過剰借入と思われる支払不能（デフォルト）客の内、民間債務整理機関でも債務整理が無理な場合は裁判所へ誘導する。裁判所は上記再生法（現行法の改良型）により、all or nothing ではない、段階式の一部債務免責方式により、裁判官が判断することになるが、その基準はその時代時代により裁量判決となるから、これによってもすぐ、ネガティブフィードバックにより比較的早い段階で（20年もかかるようなことはなく）、貸金業者に与信基準（その会社における同じカテゴリー顧客の貸付基準）の見直しを促すことになる。

(3) 自動的に改善が期待されるシステムである

このようなフィードバック方式を採用、導入し、何か問題が起これば常にそのフィードバック方式が生かされるように改善をしていけば、その経験に基づき、更に改善されたシステムになってゆくことが期待できる（ネガティブフィードバック方式は自動的に安定点を見つける方式なのである）。

また各社の営業方法としては基本的に顧客獲得の手段として、より高いレベルの広告や低金利その他のサービスの競争を強いられることになるが、改正貸金業法のように国家が個々の利用者を管理するような愚策は明らかに改善されるのではないかと考える。問題はネガティブフィードバックが正常に機能する環境を作る（即ち、取立方法と押し貸しの一定制限基準を作ること）ことであると考えます。

### 3. その他

#### (1) 連帯保証は厳格に限定されるべき

無担保、小口ローンだけでなく、大口事業者用ローンでも（連帯）保証については厳格であるべきと考える。何故なら、多くの（連帯）保証人は、人情で断り切れず、結果として大きな負担を背負ってしまうという事実をよく耳にするからである。アメリカなどでは連帯保証は少ないと聞く。

#### (2) 現行の個人情報保護法は害が大きい

現行の個人情報保護法は詐欺の常習者、犯罪者や経済事件を起こした人間のように世の中の“ワル”が一番得をして、その分、通常の人や社会が結果として損害を受けることになっていると考えられる。従って、改善が必要と思う。

例えば詐欺常習者が役所や銀行等の経理担当部門等に、以前に比べ入りやすくなっていると思われるからである。そうした重要なポストに適さない人は社会全体で排除するシステムを残しておかないと、表に出ない大事件が増えてゆき、社会全体で大損失が起こってゆくことが予想される。

アメリカ等ではクレジットヒストリーを第三者が買うことができ、会社側は就職等にも使っていると聞いている（最近の情勢は不明）が、それに比べ日本は当業界の情報センターの情報は本人以外は見ることができないことになっている（その為、銀行等の採用で現在も不正とされる目的外利用が秘かに行われている）。本来は、情報もあまり垣根をつけなくて、貸金、クレジット、電話料金未納、家賃滞納等全て一緒にし、第三者もそれを見られるようにした方がいいのではなかろうか。社会全体としては、就職や結婚等でもそうしたクレジットヒストリーを使えるようにした方がより安全な社会となるのではないか？ 不利益情報は一定期間の登録に限定されるわけであり、一定の基準を設けることは必要だが、アメリカでできることが日本でできないのは国家的にマイナスといえるのではなかろうか。

#### (3) 銀行の住宅ローンも当然に情報交流の対象にすべきである

信用情報センターの情報に関して、現在最も自己破産や支払不能に大きく影響を与えている銀行の住宅ローン情報が交流されないことは極めて不合理である。交流の対象にできない理由など全くないのではないか。それともそれを交流すると国民のため、消費者の為によくないという正当な理由があるのではなかろうか。

(4) 行き過ぎた“消費者保護”は一方から見れば、国家的暴力

行き過ぎた“消費者保護”は結果として現行法の枠を超えた判決につながり、そのために法に基づかない判断がされるとしたら、今回の最高裁 H18 判決についてもそうであるが国家的詐欺ともいうべきである（“クレジットエイジ’07-6月号”専修大学法科大学院教授良永和隆氏の弁）。法に基づかないとしたら、これは“法治国家”ではなく“暴力国家”（消費者の反対側から見る限り）としか云えない。法に基づかない判断は、当業界の場合、各業者は国家的暴力をふるわれたことになるからである。不当な暴力を揮われたならまともに仕事ができるわけではなく、社会は大きな混乱を招くのみである。

以上